

令和3（2021）年度

年次報告書
（大学院法学研究科）

姫路獨協大学

目 次

1. 使命・目的等	1
2. 学生	3
3. 教育課程	7
4. 教員・職員	13
5. 内部質保証	16
6. 地域連携・社会貢献	18
7. エビデンス集（資料編）一覧	20

1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

姫路獨協大学大学院では、広い視野と現代に則した理念に基づく学識を授けるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、併せて生涯学習社会を支える指導者を育成することをその目的としており、その旨を姫路獨協大学大学院学則に明記している。法学研究科は、こうした使命・目的を踏まえ法学に関してこれを端的に具体化、明確化した教育目的を明示している。すなわち、法学の分野において法に関する諸問題への的確な分析を行うために、専門的な教育・研究を行うことによって、職業人・社会人として問題解決のための新たな発想と施策を立てることができる、より高度な学識と豊富な応用力・実践力をもった人材を養成することを教育の目的としている。【資料：姫路獨協大学大学院学則第 1 条、第 2 条 3】

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

シニア層が（一時）断続的に入学・修了していたが、近年は 30～40 代の社会人であり、職業人育成から生涯学習社会への対応については、今後の状況を見つつ検討していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本研究科の目的は学則上に規定され、役員・教職員の理解を得られており、その目的は HP を通じて学内外へも周知されている。【HP】本研究科の目的は、ディプロマ・ポリシーにある三つの項目に合致しており、これに沿うかたちでカリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーを編成している。【資料：姫路獨協大学大学院学則第 1 条、第 2 条 3】

【資料：2021（令和3）年度大学院履修要項・シラバス 42（38）頁、なお（ ）内の数字は2022（令和4）年度版での該当頁である。以下同じ。】【募集要項】

教育研究組織は、本大学の教授又は准教授等によって構成されることになっており、教育目的を達成する上で適正な教員数と必要な専門分野の研究者を擁しており、それらの整合性は保たれている。【資料：姫路獨協大学大学院学則第51条】【資料：HP】

（3）1-2の改善・向上方策（将来計画）

今後、必要に応じて見直しを行う。

【1の自己評価】

基準を概ね満たしている。今後、中長期的な計画への反映について検討していく必要がある。

2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本研究科での教育目的は、建学の理念に沿って学問を通して人間を形成することであり、以下のアドミッション・ポリシーも、基礎的な知識以外にもそうした向上心や意欲にかかわる項目を含め策定している。

1. 学問を通じて自らの人間形成をめざす、法律学の専門知識を学ぶ姿勢と意欲のある人。
2. 大学院の教育・研究を通して、広い視野と現代に即応した学識を身につけ、高度な専門職業に必要な能力を養うに足る、基礎的な知識と能力をもっている人。
3. 社会人としての経験をもとにさらに自らを向上させようという志をもっている人。このアドミッション・ポリシーは、「姫路獨協大学大学院学生募集要項」、「大学院履修要項・シラバス」及びホームページに掲載している。【資料：大学院履修要項・シラバス 42（38）頁】【姫路獨協大学大学院学生募集要項 9 頁】【HP】さらに、入試説明会でも説明を行っている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

大学院法学研究科においては、修士課程への入学者の選抜を実施している。駅前サテライトを会場として年 2 回の入試説明会（2021 年は 8 月と 11 月）を開催し、入試について説明を行っている。説明会では、志望者に研究科の概要を案内し、各講座の紹介と研究への取り組み方のほか、教員免許や税理士、行政書士などの資格取得についても説明を行っている。入学試験にあたっては、募集要項にアドミッション・ポリシーを明示し、この方針に沿って選抜を行っており、前期（4 月）入学生のために、秋季（10 月）と春季（2 月）の年 2 回、一般入試、社会人入試、推薦入試を実施している。入学試験問題作成については、外部委託ではなく独自に作成している。

入試方法、入試日程等については、法学研究科委員会において決定し、その合否判定については筆記試験および口頭試問の結果を踏まえて法学研究科合否判定会議において審議を行い決定している。秋季【資料：第 318 回法学研究科委員会議事要録（2021. 11. 1）】

科目等履修生、研究生については姫路獨協大学大学院研究生・科目等履修生規程に従い適切に受け入れを図っている。【資料：姫路獨協大学大学院研究生・科目等履修生規程】
【資料：大学院（修士課程）研究生選考要項】【資料：大学院（修士課程）科目等履修生選考要項】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本研究科の過去 3 年間の入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員は、次のとおりである（2021 年 5 月現在）。現在は 9 名が在籍する。

	入学定員	入学者数	入学定員充足率	収容定員
2021	10	6	0.6	20
2020	10	3	0.3	20
2019	10	4	0.4	20

本研究科の募集人員は 10 名であるが、今後も税理士を目指す入学希望者による需要が見込まれており、志望テーマ上、税法ゼミに集中することに現実的な対応が必要であるが、安定した受け入れ数を維持することで教育の質の維持を図り、引き続きより幅広い知識を備えた高度な専門知識を有する職業人の育成を目指している。【資料：姫路獨協大学大学院学生募集要項】

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本研究科は昼夜開講であることから、特に近隣に在住する社会人の要請に応える位置にあり、その存在意義は小さくはない。今後もアドミッション・ポリシーの周知を行うことにより、この方面に本研究科の存在をアピールしていく努力を続けていくこととしている。さらに内部進学者の確保という点でも現代法律学類の学生にも周知していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしていない。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

現在 TA の設定はない。現在のところ必要性はないと思われる。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も必要に応じて見直しを行う。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしていない。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

現在、大学院では社会人の院生がほとんどであるため、キャリア支援については特別の体制を必要としない。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後、必要に応じて整備する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生サービスについては、かつては大学院課を通して行っていたが、現在は組織の再編により大学院課は存在しておらず、教務課において 2 名が適宜行っている。社会人中心ということから、あまり質問などはなく、主として修士論文に関する事務手続等での利用であるが、学生対応については適切に対応している。その他、奨学金関係（は日本学生支援機構の奨学金）や災害傷害保険（全員加入）については学生課で対応している。【資料：大学院履修要項・シラバス 62（60）頁】【資料：大学院履修要項・シラバス 65（63）頁】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後必要に応じて見直しを行う。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学院生研究室（講義棟 3 階）には 17 席の座席が確保され 24 時間の利用が可能となっており、個人のロッカーも準備されて利用できるなど環境を整えている。社会人のためにサテライト教室も準備している。（現在のサテライト教室は 2 月末までの利用。移転予定。）このほか、図書館の利用も一部期間を除いて平日は 9～21 時 40 分、土曜日は 9～17 時で可能となっている。【資料：HP（図書館）】講義棟への通路にはスロープが設けられており利便性が図られている。【資料：HP（キャンパスマップ）】また、院生の数に応じた教室を割り当てるなど適切に管理している。その他、学生食堂、ブックセンター、コンビニエンスストア、カフェ、キャッシュコーナーなどの厚生施設がある。なお、研究室を中心とし、図書館を含むこれらの施設への経路は、（改善の余地はあるが）バリアフリーが実現されている。【資料：大学院履修要項・シラバス 67（65）頁】

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も必要に応じて見直しを行う。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を概ね満たしているが、一部改善すべき点がある。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学修環境に関しては、例年授業環境アンケートを行っているが、経済的支援に関する意見は見当らない。今年度は新型コロナウイルス蔓延もあって、遠隔の授業などの影響から前期は実施の判断を各教員に委ねることになったが、結果的に実施した科目はなかった。後期においては実施することができた。従来も意見や要望については研究科委員会で把握し、分析、検討を行い、必要に応じた対応を行っている。なお、心身に関する健康相談は健康管理室が主管しており、健康管理部門とカウンセリング部門からなる。また毎年学年ごとに検査項目を指定して定期健診も行っている。【資料：大学院履修要項・シラバス 64 (62) 頁】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

今後も必要に応じて見直しを行う。

[2 の自己評価]

基本的には基準を満たしていると考えられる。TA やキャリア支援など、現在の本研究科における大学院生の状況からすると必要性のない項目も少なくない。

3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

各科目とディプロマ・ポリシーに掲げた三つの観点との対応関係を明確にすべく、ディプロマ・ポリシーの見直しを図り、2021年9月27日の大学院法学研究科委員会で従来のディプロマ・ポリシーを三つの文に分けることが承認され、次のように変更した。「法学の分野において、次の三つをディプロマ・ポリシーとする。①諸問題への的確な分析を行うことができる。②職業人・社会人として問題解決のための新たな発想と施策を立てることができる。③高度な学識と豊富な応用力・実践力を身につけている。」

本研究科（修士課程）におけるディプロマ・ポリシー（学位授与方針）については、大学ホームページにおいて公開することで常時閲覧が可能な状態となっているほか、「大学院履修要項・シラバス」にも掲載して院生に配付して周知している。【資料：大学院履修要項・シラバス 42（38）頁】【資料：HP】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

大学院における単位認定、修了認定については、姫路獨協大学大学院学則第 13 条から第 22 条及び第 37 条に定めている。本研究科の単位認定基準及び修了認定基準については、姫路獨協大学大学院法学研究科規程において以下のように定めており、ディプロマ・ポリシーに掲げた三つの観点に関する諸能力を身につけていると言い得る基準を策定している。【資料：姫路獨協大学大学院学則】【資料：姫路獨協大学大学院法学研究科規程】

（授業科目及び単位数）

第 3 条 本研究科の授業科目及び単位数は、学則に定めるとおりとする。この場合の各授業科目の単位の基準は、講義は 15 時間の授業をもって 1 単位とする。演習は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、15 時間をもって 1 単位とすることがある。

（課程修了の要件）

第 6 条 課程修了の要件は、2 年以上在学し、次の区分にしたがい 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。(1) 特殊講義 22 単位以上
(2) 演習 4 単位以上 (3) 研究指導 4 単位

2 他の研究科の授業科目は、研究科委員会が特に認定したものに限り、前項の特殊講義の単位に充当することができる。この認定を受けようとする学生は、学期の始めに研究科長に願い出るものとする。

(単位取得の要件)

第8条 各授業科目の単位修得の設定は、その授業の終了した学期末、又は学年末に行う。

2 前項の認定は、筆記試験、口頭試験、又は研究報告等により行う。

(成績)

第9条 各授業科目の成績は、優、良、可及び不可とし、可以上をもって合格とする。

(学位論文の提出)

第10条 学位論文を提出しようとする者は、研究科に1年以上在学し、その年度に所定の単位を修得する見込みでなければならない。

(学位の授与)

第11条 所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、別に定めるところにより、修士の学位を授与する。

これらの周知を徹底するため、新入生に対しては入学時にオリエンテーションを実施し、「大学院履修要項・シラバス」を基に、履修の手続き、定期試験および成績評価などについての説明を行っている。また、修了要件および学位論文審査基準についても「大学院履修要項・シラバス」に明示している。【資料：大学院履修要項・シラバス 41 (37) 頁】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

大学院における授業科目の成績評価については、修士論文の評価以外は担当教員に委ねられている。授業の形態や内容、特性を考慮し、筆記試験の他、授業中の口頭発表、討論への参加、課題レポート、出席率など多様な要素が成績評価の材料として勘案されている。成績評価の基準は以下のとおりである。【資料：大学院履修要項・シラバス 41 (37) 頁】

① 優：80 点以上…「法律に関する知識・理論の修得・理解、その応用展開に優れているもの。」

② 良：70 点以上…「法律に関する知識・理論の修得・理解はできており、その応用展開が一定の水準に達しているもの。」

③ 可：60 点以上…「法律に関する知識・理論の修得・理解はできているものの、その応用展開に不十分な点があるもの。」

④ 不可：60 点未満…「法律に関する知識・理論の修得・理解が予定している到達度に達していないもの。」

各授業科目の成績評価の方法と基準は「大学院履修要項・シラバス」に明記して学生に周知しており、シラバスは全学で統一された書式に基づいて作成される。これにより、単位認定の基準の明確化と厳正な適用を行っている。【資料：大学院履修要項・シラバス 73

(71) 頁以下】

修士論文については、次のとおり基準を定めるとともに、「大学院履修要項・シラバス」に明記して学生に周知している。①問題意識が明確でテーマの設定が適切であること。②先行研究や関連研究を的確に検証していること。③分析・論述・構成が論理的で一貫性があること。④独創性が認められること。⑤引用などが適切に処理され、学術論文としての体裁が整っていること。【資料：大学院履修要項・シラバス 41 (37) 頁】

修士論文を含む学位の審査については、より透明性・客観性を高めるため、姫路獨協大学学位規程の中で審査手続きを次のとおり定めている。

(審査の付託)

第5条 第4条の学位論文又は前条の課題研究報告書の提出があったときは、研究科長は研究科委員会にその審査を付託する。

(審査委員)

第6条 前条の規定により、学位論文又は課題研究報告書の審査を付託された研究科委員会は、所属教員のうちから学位論文の場合は3名以上、課題研究報告書の場合は2名以上の審査委員を選定してその審査を行わせる。

2 研究科委員会において審査のため必要があると認めたときは、前項所定以外の教員の協力を求めることができる。

(研究科の在学者の学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験)

第7条 審査委員は、学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、提出された学位論文又は課題研究報告書を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭の方法により、これを行う。

3 学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験の終了は、在学期間中とする。

(審査報告)

第8条 審査委員は、前条の規定による学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験の終了後、直ちに審査の要旨及び最終試験の成績に、学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科委員会に対して、文書で報告しなければならない。

(審査決定)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審査し、修士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の委員会は、構成員の3分の2以上の出席を要し、また修士の学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

以上の諸規定に基づいて本研究科では、単位認定、修了認定等を厳正な審査のもとで行っている。【資料：姫路獨協大学学位規程】【資料：姫路獨協大学大学院学則】また、教務上の諸事項においては、本研究科委員会が所管しており、学位審査結果の認定も含めた重要事項の審議・決定を行い、厳正な運用を図っている。【資料：姫路獨協大学大学院法学研究科委員会規程】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本研究科では、単位の認定、学位論文の審査は適正に行われており、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学修成果を修めて修了要件を満たした者について、研究科委員会の審議を経て、修了を認定していることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはない。今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本研究科は、教育研究上の目的を踏まえ、次のとおりカリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）を策定している。この方針は、「大学院履修要項・シラバス」及びホームページに掲載して周知している。また、入学時のガイダンスにおいても説明している。【HP】
【大学院履修要項・シラバス 42（38）頁】

法に関する諸問題への的確な分析を行うことができるよう、必要な専門的教育として公法、私法、その他法学の各分野の特殊講義及び演習並びに研究指導の各科目を配置し、大学院生が、職業人・社会人として問題解決のための新たな発想と施策を立てることができる、より高度な学識と豊富な応用力・実践力を身につけることができるよう教育課程を編成し、以下の方針に基づき実施する。

- ・ 大学院生の履修計画は、研究指導担当教員を中心に研究テーマに関係する分野の教員が指導して作成させる。
- ・ 研究指導においては、研究指導担当教員による各大学院生の研究及び修士論文執筆の指導を行う。
- ・ 夜間中心の昼夜開講制大学院であり、大学院生の大部分が社会人であることに鑑み、大半の科目を午後 6 時以降の時間帯に配置する。
- ・ 社会人大大学院生の通学を考慮し、開講科目の半数程度は駅前サテライトで開講する。

授業内容・方法等については、全授業科目について「シラバス（講義概要・授業計画）」を作成し明示している。作成に当たっては、全学で組織する教務委員会で統一された書式に基づいて、科目ごとに授業内容、目的、毎回の授業のテーマ、教科書、評価方法等の詳

細な項目について記載したものを毎年度作成しており、履修計画および履修登録、授業進捗状況の確認等のために活用している。【HP】【大学院履修要項・シラバス 73 (71) 頁以下】【シラバス作成要領】【シラバス記載例と確認項目】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げられた三つの観点に関する能力を育成するためのものとなっており、講義科目では、「諸問題への的確な分析を行うこと」を中心に、演習科目では「高度な学識と豊富な応用力・実践力を身につけること」を中心に、また研究指導では、それらを踏まえて論文作成に取り組み、「職業人・社会人として問題解決のための新たな発想と施策を立てる」能力を育むものとなっている。【資料：大学院履修要項・シラバス 42 (38) 頁】2021 年にはカリキュラムマップおよびカリキュラムツリーを作成した。【資料：第 320 回法学研究科委員会議事要録 (2021.12.20)】
【カリキュラムマップ】

3-2-③ 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

本研究科には、公法学講座に憲法、行政法、刑事法、国際法、理論法学、政治学に関する科目を、私法学講座に民事法、商事法に関する科目を開設している。【資料：大学院履修要項・シラバス 44 (40) 頁, 46-48 (42-44) 頁】

ここ数年の本研究科の講座配置科目数には変更はなく、全体で 60 科目を数える。うち公法学講座が 37 科目、私法学講座 23 科目からなる。【資料：大学院履修要項・シラバス 44 (40) 頁, 46-48 (42-44) 頁】授業科目の配置を順次性のあるものとするため、1 年次に講義科目を、2 年次に原則として演習科目を配置している。なお、カリキュラム・ポリシーに掲げた「豊富な応用力・実践力」の養成の観点から、他の研究科の授業科目 (10 単位以内) を本研究科の特殊講義として充当することを認めている。

3-2-④ 教養教育の実施

本研究科では、公法学講座と私法学講座の二つの講座で多様な学びを展開している。【資料：大学院履修要項・シラバス 44 (40) 頁】この中で、アドミッション・ポリシーに示した「自らの人間形成をめざす」人や「さらに自らを向上させようという」人の教養の深化を図っている。スキルアップや再チャレンジを目指す社会人に対する職業専門能力の向上のための再教育や退職後、あるいは子育て後の豊かで高い学識を求める一般社会人に対する高レベルの生涯学習の機会の提供にも対応している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本研究科の専任教員は原則として人間社会学群に所属しているため、全学の FD 研修会と人間社会学群の FD 研修会への参加において対応している。

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

2021 年度より本研究科に新たに設けた FD 委員会を定期的に行うことで FD 活動を充実させ、改善点を見つけていくことにしている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本研究科における学修成果の点検・評価方法においては、修士論文の評価以外は各授業担当教員の判断に委ねられており、授業の形態や内容、特性を考慮し、筆記試験の他、授業中の口頭発表、討論への参加、課題レポート、出席率など多様な要素が成績評価の材料として勘案されている。各授業科目の授業計画及び成績評価の方法と基準はシラバスに明記するとともに大学ホームページにおいても公開して院生に周知しており、これに基づいて学修成果を適切に点検・評価している。【資料：大学院履修要項・シラバス 73 (71) 頁以下】【HP】院生の学修状況については、それぞれ学期ごとに単位修得状況の集計を行い、指導教員が中心となってその把握を行っている。院生には毎年度前・後期に成績通知書と修得単位状況が記載された文書を通知するとともに、必要に応じて個別に面談を実施・指導することになっている。【資料：成績通知文書（雛型）】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

専門分野における修士論文作成のための個人指導や課題に関する口頭発表、レポート提出、研究報告等により学修成果の点検・評価を行い、学生の理解度などから教育効果を確認し、研究指導を通じて学生にフィードバックしている。なお、修士論文の質を向上するために、2020 年度から体系的な指導体制を構築して論文作成の進捗管理を行う新たな取り組みを始めた。1 年次終了時点において論文要旨や目次といった基本的な部分を作成し、2 年次の秋頃には中間報告会を開催している。【資料：令和 3 年度第 1 回法学研究科 FD 委員会議事要録（2021. 9. 27）】

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本研究科では、研究指導を通じて学生の理解度などから教育効果を確認し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用しており、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

[3 の自己評価]

3-1、3-2、3-3 ともすべて基準を満たしている。

4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしていない。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

全学で取り組むべき課題であり、本研究科として独自に記載すべきものはない。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

上記により該当せず。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発 と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

2021（令和 3 年）年 5 月 1 日現在、本研究科の教育組織は、教授 8 人（うち特任等 1 人）、准教授 5 人、講師 0 人（うち特任等 0 人）、助教 0 人、計 13 人（うち特任等 1 人）の専任教員および助手 0 人であり、大学設置基準を上回る必要専任教員数を維持している。専任教員の年齢別の教員構成は、66 歳以上の教員が全体の 0%、51 歳～65 歳までの教員が全体の 53.8%、26 歳～50 歳までの教員が全体の 46.2%であり年齢構成のバランスは取れている。（なお特任等は、「姫路獨協大学特別教授及び特別教師に関する規程」により任期を付して採用した専任教員である。）【資料：姫路獨協大学特別教授及び特別教師に関する規程】

（専任教員一人あたりの在籍学生数は 0.7 人）法律学専攻の研究科であることから法律系の教員を中心に配置がなされており、カリキュラム・ポリシーに掲げた「豊富な応用力・実践力」養成の観点から、法律系の資格を有する実務家教員（弁護士、税理士）も確保・配置している。本研究科は、本学の人間社会学群の現代法律学類を基礎とする大学院修士課程であることから、原則として、人間社会学群に所属する専任教員が併任して担当することとしている。本研究科の担当者として選考するための基準については、「姫路獨協大学大学院法学研究科教員選考基準」で明確化している。【資料：姫路獨協大学大学院法学研究科教員選考基準】

教員の採用に関しては、「姫路獨協大学教員人事委員会規程」に基づき、あらかじめ教員人事委員会において、全学的な専任教員および非常勤講師にかかる基本計画について審議を行うこととしている。【資料：姫路獨協大学教員人事委員会規程】まずこの委員会において、教員の採用枠について承認を得た後、はじめて研究科委員会において募集・選考手続を開始することになり、教員の募集は、原則として公募による。

法学研究科所属の教員については、現代法律学類と兼務しているため、これらの教員の昇任に関する基準・手続は現代法律学類における基準・手続による。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

ほとんどの教員が学群組織に所属していることから、FD 活動のうち講演会や研修会等は学群で行われるものに参加している。大学院生に占める社会人の割合が高いため、学修計画、特に修士論文の作成の準備に時間的余裕が乏しく、2020 年度から修士論文の質の向上に向けた取り組みを始めた。2021 年度の FD 活動ではその結果を分析することを行ったが、目標としていた質の向上という点で成果を上げていることが示された。【資料：令和 2 年度 大学院法学研究科 FD 実施状況】

このほか、授業方法の改善を図るために、令和 3 (2021) 年度より本研究科内に新たに FD 委員会を設置した。【資料：第 316 回大学院法学研究科委員会議事要録 (2021. 7. 19)】

【資料：姫路獨協大学大学院法学研究科 FD 委員会に関する内規】

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の年齢構成については比較的偏りが少ないものの、性別については女性教員がおらず偏りがあることは否めない。今後、後任の補充等で採用を行う際には、こうした点も考慮に入れながら適切な教員組織の確保を維持していく。

また、FD について新たに始めた取り組みは、FD 委員会という議論の場を活用することで引き続き検証していく。

2020 (令和 2) 年度以降の院生による授業評価アンケートの回収率は低調であったが、これは、科目当たりの受講者が少数ということにとどまらず、新型コロナウイルス感染拡大とその対策によって授業形態がオンラインへと移行し、授業前後の時間で実施することが困難であったためである。2021 (令和 3) 年度においては、授業評価アンケートを実施し、在学生からの回収率は 1 年次生 100%、2 年次生 33.3%の回収を得られたが、開講科目のうち一部に限られた。今後、新型コロナウイルス感染対策下のようなイレギュラーな状況においては必ずしも定型的なアンケート形式にとらわれることなく、意見聴取の実施方法および結果の分析方法について検討等を行っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしていない。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

現在のところ、大学院課がなく職員がいないため、該当しない。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

上記により該当せず。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教員は原則人間社会学群に所属しているため、研究支援や環境などの項目についてはすべて学群、学類と同じである。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

学群・学類に同じ。

[4 の自己評価]

教員組織上の理由から、多くの項目において本研究科において独自に記載すべきものはない。

5. 内部質保証

5-1. 内部質保証の組織体制

5-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本研究科では内部質保証を確立するための組織として、2021 年に自己点検・評価委員会（2021.3）と FD 委員会（2021.7）の二つの委員会を研究科内に新設した。【資料：第 316 回大学院法学研究科委員会議事要録（2021.7.19）】【資料：姫路獨協大学大学院法学研究科自己点検・評価委員会に関する内規】【資料：姫路獨協大学大学院法学研究科 FD 委員会に関する内規】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

これまで個別に行われてきた活動を組織的なものとするために、定期的に両委員会を開いて議論を重ねることになっている。

5-2. 内部質保証のための自己点検・評価

5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

5-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本研究科における PDCA（計画・活動・点検・改善）サイクルは、授業評価アンケートとそれに対するフィードバックを中心とするものであった。従来も 3 年毎に研究科内において自己点検・評価報告書の作成を行い、中期的な観点で PDCA サイクルを実行してきたが、2021 年度から毎年の年次報告書の作成にあわせ、計画・点検・改善について組織的に検討する機会を確保し、授業評価アンケートとあわせて、自己点検・評価の実施と結果の共有を図っている。

5-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

研究科独自に IR 活動は行っていない。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

当面、年次報告書の作成を行うことに注力する段階にある。年次報告書を加味した PDCA サイクルの一巡をもって検討すべき課題を抽出することにしたい。

5-3. 内部質保証の機能性

5-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

全学的な仕組みにおいて確立されている。従来、研究科ごとに自己点検・評価委員会は存在していなかったが、他の学部、学群、研究科独自の自己点検・評価委員会を設けることになり、本研究科では 2021 年にこれを設置した。【資料：第 316 回大学院法学研究科委員会議事要録（2021. 7. 19）】【資料：姫路獨協大学大学院法学研究科自己点検・評価委員会に関する内規】【資料：姫路獨協大学大学院法学研究科 FD 委員会に関する内規】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本研究科の活動についての PDCA サイクルのシステムは構築できている。今後は、実際にこれを組織的・継続的に運用し、内部質保証につなげていく。

[5 の自己評価]

内部質保証のための組織の確立ができていることから、基準を満たしていると判断する。

6. 地域連携・社会貢献

6-1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

6-1-① 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

教員のほとんどが学群に所属しているため、地域連携や社会貢献に関しては学群・学類において行っている。以下すべて学群・学類に準ずる。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

学群・学類に準ずる。

6-2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

6-2-① 学外組織との適切な連携体制

6-2-② 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

6-2-③ 地域交流、国際交流事業への参加

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 学外組織との適切な連携体制

6-2-② 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

6-2-③ 地域交流、国際交流事業への参加

学群・学類に準ずる。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

学群・学類に準ずる。

6-3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

6-3-① 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

6-3-② 点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

6-3-② 点検・評価結果に基づく改善・向上

学群・学類に準ずる。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

学群・学類に準ずる。

[6 の自己評価]

研究科独自の試みはない。活動内容は各教員の所属において記載されている。

エビデンス集（資料編）一覧

1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
.		
.		
.		

2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
.		
.		
.		
.		

3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
.		
.		
.		
.		

4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
.		
.		
.		
.		

5. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
.		
.		
.		
.		

6. 地域連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

.		
.		
.		
.		